

新型コロナウイルス感染症を 広げないための 上陸拒否について

2021年1月13日現在

1 上陸拒否について

世界中で 感染が広がっている 新型コロナウイルス感染症について、2020年1月31日から 何度も 国の会議で 話し合われたり、新型コロナウイルス 感染症対策本部から お知らせが ありました。それをもとに、法務省では、しばらくの間、上陸の申請を する日の 14日前までに 上陸拒否の 対象になっている 国や地域に 滞在していた 外国人は、出入国管理と 難民認定法（「入管法」といいます。）第5条 第1項 第14号（注1）に 当てはまる 外国人として、**特別な事情**がない限り、上陸を 拒否することに しています。

なお、上陸拒否の 対象から 外した 外国人については、外務省 または 在外公館の ホームページを 確認してください。

また、特別永住者の人は、入管法 第5条 第1項の 審査の対象には ならないので、上に書かれている それぞれの措置で 上陸が 拒否されることは ありません。

2 特別な事情について

次の（1）から（4）の どれかに 当てはまる場合は、**特別な事情**があるものとして 上陸を許可します。

感染症を防ぐ 対策を するために、法務省の ホームページ、[「外国人の入国・再入国に係る出国前検査証明について」](#)に従い、入国 または 再入国をするときは、原則、その国を 出る前の 72時間以内に 新型コロナウイルスについての 検査証明を 取ることが 必要なので、注意してください。

（1）再入国許可（みなし再入国許可を 含む。下も同じです。）をもって 再入国する 外国人で、下のどれかに 当てはまる人

（2）新しく 日本に入国する 外国人で、下の どれかに 当てはまる人（注2）

ア 8月31日までに 再入国許可をもって、今、上陸拒否の 対象地域に なっている国や 地域へ行った人。そして、その国や 地域が 上陸拒否の 対象地域になった後、再入国許可の 有効期間が 切れてしまい、期間内に 再入国することが できなかった場合

イ 日本人・永住者の 配偶者 または 子供

ウ 定住者の配偶者 または 子供。そして、日本にいる 家族と 離れた状態になっている

エ 「教育」または「教授」の 在留資格を 持っている人で、所属している または 所属する予定の 学校などで 人が足りなくなっている。そして、人を入れないと、その学校などで 教育活動を することが 難しくなるなどの 問題を 解決するために 日本に来る 必要がある

オ 「医療」の 在留資格を 持っている人で、医療体制の 充実・強化をする場合
カ 10月1日より後に 入国する人で、感染症を 防ぐために 必要な 措置ができる 受入れ企業や 団体が 日本にある場合（「外交」または「公用」の 在留資格を 持っている人は 除きます。「短期滞在」の 在留資格を 持っている人は 短い期間の 仕事をするための 査証をもらった人に 限りません。手続の 詳しい内容については [外務省ホームページ](#) を 見てください。）

なお、この仕組みによって 日本に来る人のうち、下に当てはまる人は、原則、特別な事情がないものとして 上陸拒否します。

○しばらくの間、上陸拒否するもの

・上陸の申請をする 14日前までに イギリス または 南アフリカに 滞在していた人

○緊急事態宣言が 終わるまで 上陸拒否するもの

・上陸の 申請をする 14日前までに 上陸拒否の 対象になっている地域（イギリスと 南アフリカは 除く）に 滞在していた人

この仕組みによって 出された査証は、上陸拒否の 対象になっていない 地域から 日本に 入国する場合でも、2021年1月21日から 使えなくなるので、注意してください。

(3)「他の国を 行き来できるように するための 段階的な 措置」（注3）に沿って、上陸申請をする 外国人

この仕組みによって 日本に 入国する人の中で、下に 当てはまる人は、特別な 事情が ないので 上陸拒否します。

○2021年1月14日から 緊急事態宣言が 終わるまで、上陸拒否するもの

・上陸の 申請をする 14日前までに イギリス または 南アフリカに 滞在していた人

○2021年1月21日から 緊急事態宣言が 終わるまで、上陸拒否するもの

・上陸の 申請をする 14日前までに 上陸拒否の 対象になっている地域（イギリスと 南アフリカは 除く）に 滞在していた人

この仕組みによって 出された査証は、上陸拒否の 対象になっていない 地域から 日本に 入国する場合でも、2021年1月21日から 使えなくなるので、注意してください。

(4)上の(1)から(3)のほか、特に 人間として 配慮しなければならない 理由があるときなど、それぞれの 事情によって 特別な理由として 認められるもの

(注1) 出入国管理 及び 難民認定法（元の文章の 一部です）

(上陸の拒否)

第五条 次の各号の いずれかに 該当する外国人は、本邦に 上陸することが できない。一～十三 (略)

十四 前各号に 掲げる者を 除くほか、法務大臣において 日本国の利益 また は公安を 害する行為を行う おそれがあると 認めるに足りる 相当の 理由が ある者

2 (略)

(注2) 入国する 目的などによって、地方 出入国 在留管理局から 在留資格認定証明書 を もらってください。そして、滞在している 国や地域の 日本国大使館・総領事館で、査証をもらう 必要があります。

(注3)「他の国を 行き来できるように するための 段階的な 措置」は、感染状況が 落ち着いていて、上陸拒否をしている 地域を 対象に、ビジネスで 必要な人材などの 出入国を、出国前検査証明や 接触確認アプリの インストールなど、感染症を 防ぐために 追加された 措置をすることを 条件に、試しながら していくものです（詳しいことは[外務省ホームページ](#)を見てください）。

なお、マレーシアと ミャンマーで 出された 査証の中で「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「興行」、「技能」、「文化活動」、「留学」、「研修」、「家族滞在」、「特定活動（起業は 除く）」は この仕組みには 当てはまらないので、注意してください。

連絡先：出入国 在留管理庁 出入国管理部 審判課

電話：(代表) 03-3580-4111 (内線4446・4447)